

(仮称)枚方市の支援教育の在り方(素案)



仮イラスト

枚方市教育委員会 令和8年3月

教育長あいさつ(案)

枚方市教育委員会
教育長 谷元 紀之

目次

- 1.ともに学び、ともに育つ教育について
- 2.インクルーシブ教育における国際的な流れについて
- 3.子どもの権利に関する条約
- 4.こども基本法
- 5.子どもたちの自立(社会的自立)に向けて
- 6.子どもたち一人ひとりの特性理解について
- 7.就学相談と支援体制の充実
- 8.通常の学級での支援・配慮の充実
- 9.通級指導教室での支援の充実
- 10.支援学級での支援の充実
- 11.自立活動について
- 12.関係機関との連携の大切さ
- 13.用語集

大阪府では、「ともに学び ともに育つ教育」を大切にしています。これは、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていくことをめざす教育のあり方です。子どもたち一人ひとりの違いや個性を尊重し、互いに認め合いながら、ともに成長していくことを大切にする考え方です。

かつては、重度の障害がある子どもが地域の学校では十分な支援を受けられないという理由から、特別支援学校への進学が「排除」のように受け止められることもありました。保護者の方々の中には、「うちの子は地域の学校では受け入れてもらえないのでは」と不安を感じた方の声もあります。

しかし現在では、教育現場の考え方も大きく変わりつつあります。大阪府では、子どもの状態やニーズに応じて、最も適した学びの場を選び、必要な支援を提供することを重視しています。特別支援学校は「排除の場」ではなく、『その子にとって安心して学べる環境を整えた“選択肢のひとつ”』と捉えています。また、地域の学校でも、通級指導教室や支援学級、個別の教育支援計画などを活用しながら、支援が必要な子どもが安心して学べるように工夫が進められています。

さらに、医療的ケアが必要な子どもへの支援も進んでいます。たとえば、人工呼吸器を使用している児童生徒が地域の学校に通う場合、学校看護師が学校に配置され、教職員と連携して安全な環境を整えています。吸引や経管栄養などのケアが必要な場合でも、医療と教育が連携することで、子どもが地域の友達とともに学ぶことが可能になります。こうした取り組みは、子ども自身の社会的なつながりを広げるだけでなく、周囲の子どもたちにも「違いを受け入れる力」や「思いやりの心」を育む機会となっています。

ある小学校では、通常の学級に在籍する児童が、朝の会で不安を感じやすいことがわかりました。そこで、担任の先生はその子のために「安心カード」を作り、気持ちを伝えられるようにしました。さらに、クラスの友達にも「○○さんはこういうときに不安になることがあるよ」と説明し、みんなで支え合う雰囲気を育てました。その結果、子どもは安心して登校できるようになり、友達との関係も深まりました。

また、集中力に困難さがあり授業に集中しづらい場合、静かなスペースで学べるようにしたり、視覚的なスケジュールを使って見通しを持てるようにしたりします。言葉でのやりとりが難しい子には、絵カードやジエスチャーを使ってコミュニケーションをとる工夫をします。こうした支援は「合理的配慮」と呼ばれ、子どもが自分らしく学べるようにするための大切な取り組みです。

「ともに学び ともに育つ教育」は、すべての子どもが自分らしく成長できるように、その子にとって最適な環境を柔軟に選び、支援を組み合わせていくことを大切にしています。それは、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもにとって「多様性を認め合う力」「協力する力」「社会で生きていく力」を育む、豊かな学びの土台となります。そして、学校は「みんなが安心して過ごせる場所」になっていきます。

保護者の皆さんには、子どもたちの多様性を受け入れ、学校と連携しながら、子どもの成長を一緒に支えていただきたいと考えています。ともに学び、ともに育つことは、未来の社会をより豊かにする第一歩です。

参考文書:大阪府教育委員会「ともに学び、ともに育つ」支援教育の更なる充実のために」

平成25年3月



すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、地域の学校で共に学び、育ち合うこと。これは、教育の理想であると同時に、国際的にも大切にされてきた理念です。

1994 年の特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明を皮切りに、障害者の権利に関する条約(CRPD)や持続可能な開発目標(SDGs)、国連・障害者権利委員会による総括所見など、インクルーシブ教育の重要性は世界的な共通認識となってきました。日本でも、法制度の整備が進み、教育現場では合理的配慮の提供や支援体制の充実が図られています。

インクルーシブ教育は、すべての子どもが安心して学べる環境をつくるための社会全体の取り組みです。多様な背景やニーズを持つ子どもたちが、互いを認め合いながら共に学ぶことは、未来の共生社会を築く第一歩でもあります。

1994 年

特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明

スペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」で採択されたこの声明は、インクルーシブ教育の理念を世界に広めるきっかけとなりました。声明では、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、地域の学校で共に学ぶことが基本であると強調されています。教育制度は、子どもの多様なニーズに応じて柔軟に対応すべきであり、特別支援教育は分離ではなく、共生の中で行われるべきだとしています。



- 障害のある子どもも地域の学校で学ぶ権利がある
- 教育制度は多様なニーズに対応する柔軟性が必要
- インクルーシブ教育の国際的な出発点

2006 年

障害者の権利に関する条約

この条約は、障害のある人が他の人と同じように人権を享受し、社会のあらゆる場面で平等に参加できるようにすることを目的としています。教育に関しては、障害のある子どもが、他の子どもと同じ学校で学ぶ権利を保障し、特別支援教育が分離ではなく、共に学ぶ形で提供されるべきであるとしています。また、合理的配慮の提供が義務づけられており、教育現場でもその実践が求められています。



- 障害者は「権利の主体」として尊重される
- 教育を受ける権利はすべての子どもに保障される
- 合理的配慮の提供が法的に義務づけられている

2015年 接続可能な開発目標(SDGs)

SDGs は、国連が定めた 2030 年までの持続可能な開発目標であり、「誰ひとり取り残さない」社会の実現をめざしています。障害のある人の教育や社会参加は、特に「目標 4(質の高い教育)」と「目標 10(不平等の解消)」に深く関係しています。インクルーシブ教育の推進は、教育の質を高めるだけでなく、社会全体の包摂性を高める重要な取り組みです。



- 障害のある人も含めた教育の質の向上が求められる
- 社会の不平等をなくすことが SDGs の目標
- インクルーシブ教育は SDGs 達成の鍵となる

2022年 国連・障害者権利委員会による総括所見

2022 年、国連の障害者権利委員会は、日本政府が提出した障害者政策に関する報告書に対し、90 項目以上の改善勧告を出しました。中でも教育分野では、分離型の特別支援教育から、インクルーシブ教育への転換を強く求めています。また、合理的配慮の法的義務化、障害者団体との協働による政策形成、地域生活への移行支援など、包括的な改革が求められています。



- 分離教育からインクルーシブ教育への転換が必要
- 合理的配慮の法的義務化が求められている
- 障害者団体との協働が政策形成に不可欠

ともに学び、とも育つ教育の実現に向けたインクルージョンイラストイメージ

分類	イラストイメージ	わかりやすい説明
排除(Exclusion) エクスクルージョン		教育の場、学びの場がない状態であり、教育の権利が保障されていません。学びの機会がなく、孤立しやすい状態です。
分離(Segregation) セグレゲーション		支援学級の子どもたちだけが集まる場で学ぶ。個別支援はあるが、交流が少ない状態です。
統合(Integration) インテグレーション		障害のある子どもが、通常の学校に通っているが、その子に合わせた支援が十分に行われていない状態です。見た目は「一緒にいる」けれど、実際には孤立していることもあります。 「場を共有する」だけでは、本当の意味での共生にはなりません。
包含(Inclusion) インクルージョン		障害のある子もない子も、同じ場で、互いに認め合い、支え合いながら学ぶ状態です。 必要な支援(合理的配慮)を受けながら、安心して学べる環境が整っています。 すべての子どもが「自分らしく」学び、育ち合える教育の形です。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



インクルーシブ教育は、「障害のある子どもを特別扱いする」ものではありません。
それは、すべての子どもが違いを認め合い、共に育つことを大切にする教育のあり方です。
学校や地域がインクルージョンの実現に向けて取り組んでいる中で、保護者の皆さんには、学校との協力や理解を通じて、子どもたちの学びを支えていただければと思います。

国内法の整備

日本では、障害者差別解消法(2013年)や障害者基本法(1970年制定、2011年改正)などが整備され、障害のある人への差別をなくすための法的枠組みが構築されています。教育分野では、学校教育法の改正により、特別支援教育の充実とともに、通常学級での支援体制の強化が進められています。今後は、合理的配慮の提供をより実効性のあるものにするための制度整備が求められています。



- 障害者差別解消法により差別の禁止が明文化
- 教育現場での合理的配慮の提供が進んでいる
- インクルーシブ教育の制度的基盤が整いつつある

障害のモデル

障害の捉え方には、時代とともに変化してきた複数のモデルがあります。医学モデルでは、障害は個人の心身機能に原因があるとされ、治療や矯正の対象とされてきました。社会モデルでは、障害は社会の側にある「障壁」によって生じると考えられ、環境や制度の改善が必要とされます。現在の教育政策は、障害者を「権利の主体」として位置づける人権モデル(CRPDモデル)に基づいており、社会全体で支える姿勢が求められています。

医学モデル



社会モデル



人権モデル



医学モデルとは、障害による困りごとを個人の身体的・精神的な問題として捉え、診断や治療によって改善をめざす考え方

社会モデルとは、障害による困りごとを個人の問題ではなく、社会の側にある環境や制度の問題として捉える考え方

人権モデルとは、障害の有無に関わらず、すべての人が平等に尊重されるべき存在であるという考え方



- ・ 医学モデル: 障害 = 個人の身体的・精神的な課題
- ・ 社会モデル: 障害 = 社会の障壁
- ・ 人権モデル: 障害者 = 権利の主体として尊重される

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある人が他の人と同じように生活・学習・参加できるように、その人の状況に応じて必要な変更や調整を行うことです。これは「特別扱い」ではなく、「公平にするための工夫」であり、教育現場では個別の支援や教材の工夫などが行われています。すべての要求が実現できるとは限りませんが、負担が重すぎない範囲で対応に努めることが求められていますので、十分な情報提供を丁寧に行うとともに、本人に十分な教育を提供する観点から、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていきます。



- ・障害のある人が平等に参加できるようにする工夫
- ・提供しないことは差別に該当する可能性がある
- ・教育現場では個別支援や教材の工夫などが例

▽ 法的根拠

- ・障害者権利条約(国際法):合理的配慮の否定は差別にあたると明記(第2条)。
- ・障害者差別解消法(国内法):行政機関・事業者に合理的配慮の提供を義務づけ(第7条)。
- ・文部科学省通知:教育現場でも、合理的配慮の提供が求められています。

基礎的環境整備とは

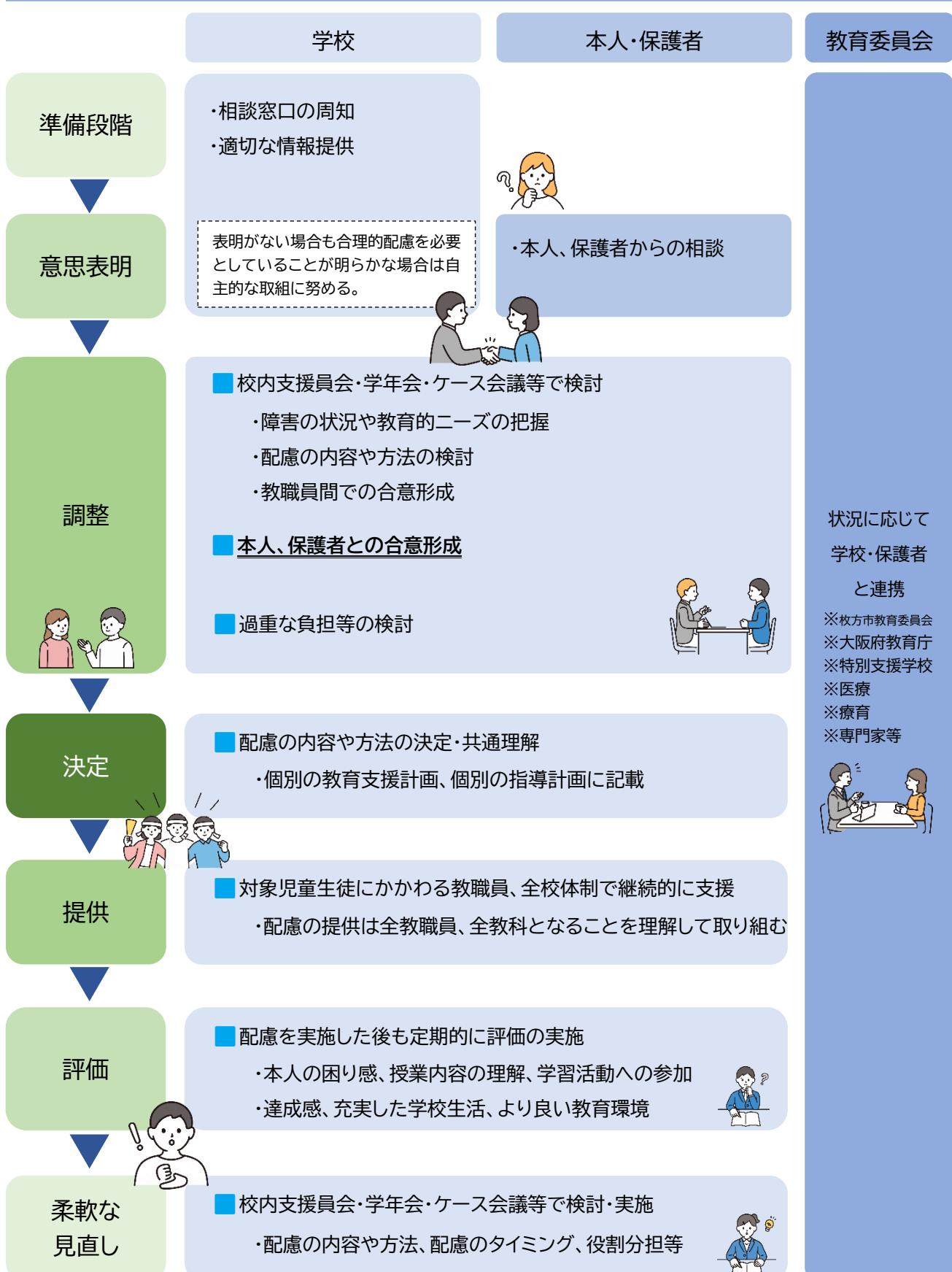
合理的配慮を実現するためには、その土台となる環境が整っていることが必要です。これが「基礎的環境整備」です。

これは、すべての子どもが安心して学べるように、学校や地域があらかじめ整えておくべき基本的な支援環境のことです。

🧠 神経発達症(ADHD・ASD・SLDなど)における具体例

神経発達症の状況	基礎的環境整備(全体)	合理的配慮(個別)
ADHD (注意欠如・多動症) 	教職員への研修、支援員の配置	静かな学習スペースの確保、短く区切った課題の提示
ASD (自閉スペクトラム症) 	視覚支援ツールの整備、構造化された教室環境	視覚的スケジュールの提示、予告・見通しのある活動
SLD (限局性学習症 読み書き・計算の困難) 	ICT機器の整備(タブレット・音声読み上げなど)	読み上げ機能付き教材の使用、評価方法の工夫(口頭での回答など)

合理的配慮の提供までのプロセス



合理的配慮の事例① 「医療的ケアが必要な子どもについて」

■ 本人の困り感

- ・酸素投与が必要
- ・痰の吸引が必要
- ・歩行に困難



■ 入学時に保護者から校長への相談

- ・就学前施設からの情報に基づき保護者と就学相談の実施。
- ・医療的ケアの必要性について情報共有。
- ・バギー利用と医療的ケアの実施のお願い。



■ 合理的配慮の提供

- ・バギーの導線について学校における段差のバリアフリー化。(スロープ化を含む)
- ・医療的ケアを行う教室、時間帯等を確認し、教職員へ情報共有しました。
- ・医療的ケアを行うため学校看護師を配置。

※学校における医療ケアの実施には学校看護師の配置が必要ですが、安定的な確保には課題があるため、配置時間等の相談をさせていただくことがあります。

合理的配慮の事例② 「補聴器等が必要な子どもについて」

■ 本人の困り感

- ・音の聞こえが困難。
- ・日常生活において補聴器を使用。
- ・大人数の中では特定(先生)の声が聞き取れない。



■ 入学時に保護者から校長への相談

- ・就学前施設からの情報に基づき保護者と教育相談等の実施。
- ・補聴器の必要性について情報共有。
- ・授業を行う先生には、補聴器に音声を届けられる補聴援助システム活用のお願い。



■ 合理的配慮の提供

- ・音の聞こえに困難がある児童への支援について教職員へ情報共有。
- ・授業はもちろん、集会や行事でも補聴援助システムを活用。
- ・教室の机やいすの脚にテニスボールをはめて、引きずる音などの雑音を低減。

■ 合理的配慮と基礎的環境整備:両者の関係性と必要性

合理的配慮は「個別の支援」、基礎的環境整備は「全体の土台」です。両者はセットで考える必要があり、どちらか一方では不十分です。

- ・基礎的環境整備があるからこそ、合理的配慮がスムーズに提供できる。
- ・合理的配慮が必要な場面では、基礎的環境整備が不足していると対応が難しくなる。

✿ たとえばこんな協力が大切です

- ・「この子にはこういう困り感があります」と伝えたうえで、「学校ではどんな支援が可能ですか?」と相談する。
- ・学校側の説明を聞きながら、「家庭ではこういう工夫をしています」と情報を共有する。
- ・支援の内容がうまくいかないときも、「どうすればよくなるか」を一緒に考える。

合理的配慮は、子ども・保護者・学校が三者で協力しながらつくっていく支援です。そのためには、互いの立場や状況を理解し合い、対話を重ねることが何よりも大切です。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



合理的配慮と基礎的環境整備は、障害のある子どもだけでなく、すべての子どもにとって「多様性を認め合う教育環境」をつくるための柱であり、すべての子どもが安心して学び、自分らしく成長するための大切な仕組みです。そして、それを支えるのは、保護者・市民・学校・行政がともに歩む姿勢です。

特に神経発達症(ADHD・ASD・SLDなど)のある子どもたちは、見た目ではわかりにくい困難を抱えていることも多く、周囲の理解と支援が欠かせません。

その一方で、学校現場には限られた人員や設備の中で、すべての子どもに対応しようと努力している現状があります。合理的配慮は「できる限りの工夫」であり、過度な要求や一方的な要望ではなく、学校と保護者が協力して“できること”を一緒に考える姿勢が大切です。

『子どもの声に耳を傾ける/子どもが自分らしく生きるための長期的な視点を踏まえる/できることを一緒に考える』

そんな関係づくりが、子どもたちの未来をより豊かにしていきます。

1989 年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、18 歳未満のすべての子どもを「保護の対象」ではなく「権利をもつ主体」として位置づけ、子どもにも大人と同じように人権があることを国際的に認めた条約です。日本は 1994 年に批准しました。

この条約は、子どもが健やかに育つために必要な権利を幅広く定めており、特に以下の「4 つの原則」が重視とされています。

子どもの権利条約の 4 つの原則

1. 差別のないこと

すべての子どもは、性別、国籍、障害、家庭の状況などに関係なく、平等に権利が保障されます。

2. 子どもにとって最もよいこと

子どもに関わるすべての判断や行動は、その子にとって最も良いことを第一に考えます。

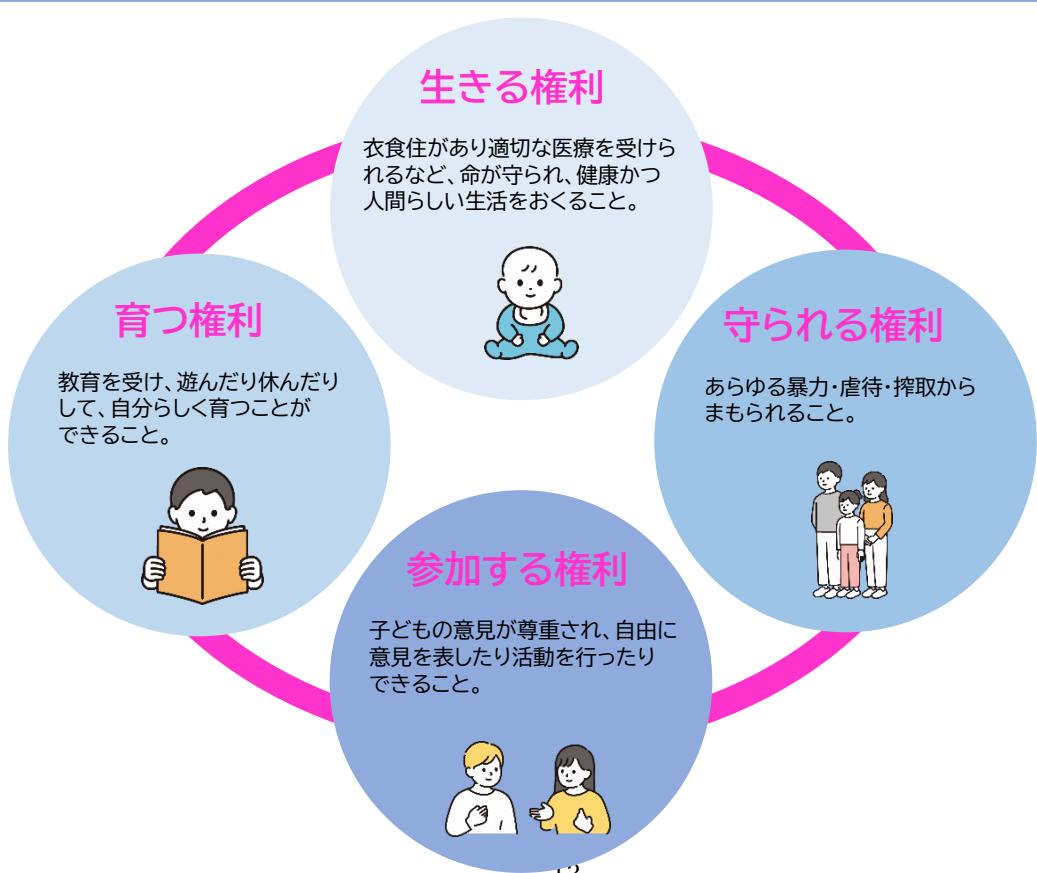
3. 命を守られ成長できること

すべての子どもが命を守られ、成長できるように支援を受ける権利があります。

4. 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関わることについて意見を言うことができ、大人はそれを尊重しなければなりません。

子どもの 4 つの権利



2023年4月に施行された「こども基本法」は、子どもの権利条約の精神を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす法律です。この法律は、子どもを「権利の主体」として明確に位置づけ、国や自治体に対して、子どもの意見を聴き、施策に反映することを義務づけています。

こども基本法の6つの基本理念(条約の4原則を含む)

1. すべての子どもが個人として尊重され、差別されないこと
2. 安心して育ち、教育や医療などの支援を受けられること
3. 子どもの意見が尊重され、社会に参加できること
4. 子どもの最善の利益が最優先されること
5. 家庭を基本とした養育が支援されること
6. 子育てに喜びを感じられる社会環境の整備

■ 子どもの権利条約とこども基本法のつながり

こども基本法は、子どもの権利条約の理念を国内で具体化するための法律です。条約で定められた「子どもを権利の主体とする考え方」や「4つの原則」は、こども基本法の基本理念や施策の根幹に組み込まれています。

つまり、“国際的な約束(条約)を、国内で実現するための仕組み(法律)”がこども基本法です



なぜ「こども基本法」が必要だったのでしょうか？

日本では長らく、子どもに関する法律(児童福祉法、教育基本法など)は個別に存在していましたが、子どもの権利を総合的に保障する「基本法」は存在していませんでした。そのため、子ども施策が省庁ごとに分断され、子どもの声が政策に反映されにくいという課題がありました。

また、国連の子どもの権利委員会からも「包括的な国内法の整備が必要」との勧告を受けていました。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもの権利は、特別なものではなく、すべての子どもが持っている「当たり前の権利」です。

こども基本法は、子どもたちが安心して育ち、自分の意見を伝え、社会の一員として尊重されるための土台です。

保護者や地域の大人がこの考え方を理解し、子どもとともに考え、支えていくことが、子どもたちの未来をより良いものにしていきます。

5

子どもたちの「自立(社会的自立)」に向けて

～子どもにかかわるすべてのみなさまとともに考える～

1. 自立に向けて、今できること



子どもたちが将来、自分らしく社会の中で生きていくためには、「自立(社会的自立)」に向けた準備がとても大切です。特に小学校高学年の時期は、思考力や判断力が育ち、自分の将来について考え始める大切なタイミングです。「やってみたい！」という気持ちを応援し、将来の学びの場についての話をしてすることで、自身の未来を自分ごととして捉える力が育ちます。

▶ 子どもの意思を尊重する

自立に向けての様々な選択は、保護者や学校等が決めるものではなく、子ども自身が納得して選ぶことが選択後の学びへの意欲や適応力につながります。子ども自身の気持ちや理解が何より大切ですので、子どもが自分の考えを話す機会を持ち、対話を通して納得した選択となるよう支えていきましょう。

▶ 見通しがあることで安心につながる

見通しがあることで、子どもたちは安心して新しい環境に向かうことができます。学校見学やオープンスクールへの参加や卒業生の話を聞く機会などを通して、「どんな選択肢があるのか」「今と何がどう変わるのか」を知ることで、安心して次のステップに進むことができます。

▶ 子どもたちがやりたいことにチャレンジできる環境を大切に

障害の有無に関わらず、「やってみたい！」という気持ちを大切にし、どんなことにも挑戦できることを伝えましょう。将来の話をしてることは、子どもが自分の未来を「自分のこと」として考える第一歩になります。

2.「自分らしく生きる力」を育てる



子どもたちが自分らしく生きていくために、自分を知り、自分で選ぶ力を育てながら、保護者と教員が連携してわかりやすく伝えること、話し合うことを大切にします。

▶ 自己理解と自己決定の力を育む

「自分は何が好きか」「どんな環境が合っているか」など、自分自身を知ることは、自立への第一歩です。選択肢を提示し、自分で選ぶ経験を通して、自己決定の力も育っていきます。

▶ わかりやすい説明と対話を大切に

説明の際は、子どもの発達段階に合わせて、写真やパンフレットなどを使いながら、イメージしやすく伝える工夫が必要です。また、子どもの気持ちを丁寧に聞き取る「対話」も大切です。

▶ 教職員の連携と共通理解

子ども一人ひとりの課題や成長を、教職員全体で共有し、支え合う体制づくりが必要です。学年会に支援学級担任が加わるなど、情報共有の時間を確保する工夫も進められており、子どもたちの「ともに学び、ともに育つ」教育を実現していきます。

3. 広い視点で未来を見つめる



子どもたちが歩む未来は、これまでの社会や常識にとらわれることなく広がっていきます。自分らしく豊かに生きていくための未来志向を大切にします。

▶ 働き方の可能性は広がっている

科学技術の進歩や合理的配慮の広がりにより、働き方の選択肢は多様化しています。たとえば、寝たきりの方が遠隔ロボットを使って働く事例もあります。今ある枠組みにとらわれず、「こんな働き方もあるかもしれない」と広い視点で未来を考えることが大切です。

4. 進路選択を支える情報提供



進路選択は、進学や就職だけでなく、「自分がどう生きていくか」「どんなふうに暮らしていくか」という人生の選択でもあり、「自分らしく生きる」ための大切なプロセスです。特に支援が必要な子どもたちには、学校・家庭・支援機関が連携し、継続的かつ個別的な情報提供と支援を行うことが、社会的自立への鍵となります。

▶ 学びの場に関する情報

高等学校(全日制・定時制・単位制、通信制)、特別支援学校、専門学校など、それぞれの学習環境や卒業後の進路について、具体的な情報を提供します。進路選択については本人の意思が大切となることから、ご家庭で得られた情報も含め、学校との連携を進めてまいります。

▶ 職業・就労に関する情報

どんな職種があり、どんな力が求められるのか、社会に出た際の支援体制などについて、中学校卒業後の進路を見通した現実的な情報に基づいて進路選択ができるよう支援します。

▶ 体験的な学びの場の提供

職業に関する学習やインターンシップ、生活訓練などを通じて、子どもが将来の姿をイメージしやすくなるよう支援します。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもたちが「自分らしく生きる」ために、私たち大人ができるることはたくさんあります。

一人ひとりの子どもに寄り添い、未来への一歩を一緒に踏み出せるよう温かく見守り支えていきましょう。

～すべての子どもが安心して学べる環境づくりをめざして～

1. 多様な子どもたちとともに学ぶ時代へ

今、学校にはさまざまな背景や特性を持つ子どもたちが通っています。

「ダイバーシティ(多様性)」という言葉が広がる中で、教育の場でも、すべての子どもが安心して学べる環境づくりが求められています。

▶ 多様な教育的ニーズとは？

発達の特性、学習の困難さ、コミュニケーションの課題など、子どもによって必要な支援は異なります。こうした「多様な教育的ニーズ」を理解し、支えることが、今の学校教育の大きなテーマです。

▶ インクルーシブ教育の推進

すべての子どもがともに学び合えるよう、学校では以下のような取り組みが進められています。

- ・学校環境の整備(人的・物的支援)
- ・お互いを尊重し合う態度や行動を育む集団づくり
- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
- ・教職員・保護者・関係機関が連携する支援体制の構築

2. 教育支援ソフトによる支援の質の向上

枚方市では、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる教育環境の実現をめざしています。特に、支援を必要とする子どもたちに対しては、一人ひとりの困り感に寄り添い、適切な支援を届けることが重要です。そのために、教育支援ソフトを導入し、支援の「見える化」「共有化」「継続性」を実現しています。

▶ 主な機能

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成支援
- ・子どもの特性と成長をアンケート形式で可視化するアセスメントツール
- ・指導・支援記録の蓄積と共有
- ・教職員・保護者との情報連携の円滑化

教育支援ソフトの導入により、教員の経験だけでなく、客観的な視点から支援を見直すことや個の教育的ニーズに即した支援を行うことができ、保護者との共通理解も深まります。ICTツールを活用することで、より多くの子どもたちに、より良い学びの場を届けることができます。日々、子どもたちに関わる教員の「感覚・経験」や関わりも大切にします。

3. 個別の教育支援計画と指導計画

▶ それぞれの役割

- ・教育支援計画:長期的・包括的な支援を行うための計画。保護者、関係機関と連携し、合理的配慮を記録。
- ・指導計画:日々の授業や活動に活かす短期的な計画。教員が中心となって作成し、保護者との共有にも活用。

両計画は、子どもの特性や希望を踏まえ、定期的に見直しながら活用されます。

枚方市では、これらの計画をもとに、学校全体で支援の共有化を進めています。

個別の教育支援計画の一例

個別の教育支援計画		学校名	枚方市立			学校
児童生徒名	性別	生年月日	平成 年 月 日	年組	記載者	
保護者名						
住所	枚方市		担任名			
緊急連絡先	(自宅) ()		作成日 更新日	年 月 日 年 月 日		
家庭環境 (収容状況等) の状況 (診断名等)			手帳 柳類 等級		期待	
生育歴 教育歴			課業			
			興味 関心			
児童 生徒 の実態	学習 運動面	行動面				
社会性		その他				

個別の指導計画の一例

個別の指導計画【1学期】		作成者:青柳健人 作成日:	
支援の目標			
長期目標			
短期目標			
↓			
教科/領域別の目標・指導内容			
教科・領域	今学期の目標	指導場面	指導内容・手立て
備考			

4. 学びの場の移行について

枚方市では、診断書がなくても、子どもの困り感や保護者の悩みに寄り添った相談を行い、通級指導教室の利用や途中入級を柔軟に対応しています。子どもたち一人ひとりの特性理解に努めるため、医療や関係機関と連携しアセスメントを行い適切な学びの場について柔軟に検討します。

▶ 主な学びの場の選択肢

- ・通常の学級:基本的なカリキュラムで学ぶ
- ・通級指導教室:通常の学級に在籍しながら、特定の支援を受ける
- ・支援学級:少人数でよりきめ細やかな支援を受ける

▶ 移行の流れと支援

- ・段階的な移行を検討し、保護者と丁寧に話し合いながら進めます
- ・校内支援委員会などで協議し、合意形成を図ります
- ・移行後も継続的な支援を行い、必要に応じて見直しを行います

通常の学級の担任も、合理的配慮を踏まえた授業づくりや人間関係づくりに積極的に関わり、学びの場の移行後も子どもが安心して過ごすことができるよう学校全体で子どもを支える体制づくりが求められます。

5. 校内支援委員会の役割

校内支援委員会は、子どもたちの教育的ニーズを把握し、支援体制を整えるための大切な場です。保護者や関係機関との連携も進めながら、子ども一人ひとりに合った学びの場を検討・協議します。

この委員会は、学びの場の「最終決定機関」ではなく、本人・保護者の声を最大限尊重しながら、支援方針や目標を話し合う場です。教職員が一人で抱え込みず、みんなで支える体制づくりの要となります。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



すべての子どもが安心して学べるために、子どもたち一人ひとりの特性を理解し、寄り添いながら支援することは、保護者・学校・地域がともに取り組む大切な課題です。

「支援が必要な子ども」ではなく、「支援を受けながら自分らしく育つ子ども」として、すべての子どもが安心して学べる環境を、みんなでつくります。

お子様のよりよい学びの場にむけて(在校生用リーフレット)

学校にある多様な学びの場について

通常の学級

通常の学級で教科等の学習します。
何らかの困り感を抱えるお子さまに対しては、学級担任、支援教員コーディネーターが本人や保護者と相談し、指導方法や教材等の工夫など必要な配慮(合理的配慮)を行い、お子さまが持てる力を十分に発揮できるようにします。



通級指導教室

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室等に通って障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)の指導・支援を行っています。
友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションや話しかけなど言葉に関する学習を行います。お子さまが、通級による指導により力をつけて、通常の学級で学ぶ際にその力を発揮できることをめざします。



支援学級

通常の学級でともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習上または生活上の困難を克服・改善のための学習(自立活動)や教科学習等を行っています。



※通級指導教室は年度途中の利用が可能です。※支援学級は1年単位での設置となりますので、スケジュール例を参考に記載しております。

支援学級入級までのスケジュール例



ご質問の例～Q&A～

Q1: 支援学級を検討する場合、申し込みの締め切り等はありますか。

A1: 支援学級は1年単位での設置となることから、次年度から在籍となることを検討する場合は、各学校で7月上旬に実施される個人面談等で意向の確認を行っておりますので、それまでに支援学級に在籍を検討している旨を学校にお伝えください。なお、11月下旬頃に実施される個人面談等で最終意向確認を行いますので、改めて学校にお伝えください。

Q2: 通級指導教室の利用を希望する場合、申し込みの締め切り等はありますか。

A2: 通級指導教室は、年度内いつでも利用が可能であることから、随時学校にご相談ください。ただし、その段階での利用者数や担当者の時間割配の必要があることから、まずは学校担当の先生とご相談ください。

Q3: 通級指導教室や支援学級で遅れている学習の補充をしてもらいますか。

A3: 通級指導教室は、障害による言葉や生活の困り感に向合った学習(自立活動)を中心に行うこと、支援学級は、障害による学習や生活の困り感に向合った学習(自立活動や教科学習)等を行うことを目的としていることから、いずれの学びの場においても単に各教科の内容を補助的に指導することはございません。まずはお子さまの困り感について学校にご相談ください。

Q4: 学びの場の変更をした場合、次年度以降に学びの場の変更は可能ですか。

A4: 毎年、学びの場を変更することは、児童・生徒にとって望ましいとは考えません。しかし、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要であるため、障害の状態の変化に応じて、一度、退級し、再度、支援学級に入級することも可能性として想定されます。なお、通級指導教室については、年度内の途中利用も可能ですので、学校にご相談ください。

Q5: 中学校への進学時、支援学級や通級指導教室の利用を検討するため中学校の情報を得たいのですがどこで聞けますか。

A5: 小学校は校区の中学校と連携していますので、小学校を窓口としてご相談ください。なお、学校における合理的配慮や教室環境などについても、小学校を通じて、進学先の中学校へご相談ください。

担当課：枚方市教育委員会／学校教育部／支援教育課 TEL050-7105-8048 (代表)

お子さまのよりよい学びの場にむけて(在校生用)

枚方市では、すべての子どもたちが、地域とともに育ち合うよう「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努めています。

現在、校区の学校に通学されているお子さまの様子で気になることや学校での生活や学習について相談をしたいと思われることがありますから、お子さまの困り感を見取るため、感覚や運動面、学習の状況、行動面、スキルの状況などを学校と保護者が協力してアセスメントを行い、現在のお子さまの状況について共通理解を図ります。

通常の学級では、基本的な取組に加えて個に応じた教育的ニーズに応えるよう教室環境、授業づくりに取り組みます。そのうえで、学校はお子さまと保護者のご意向を伺いながら通常の学級における合理的配慮について検討してまいります。

教室環境における基本的な環境整備及び合理的配慮を踏まえたうえで、『通常の学級でともに学び、ともに育つ』ことを大切にしながら、個に応じて、通級指導教室や支援学級で障害による学習や生活の困り感に向き合った学習(自立活動)等を行います。

お子さまの様子で 気になることはありますか？

学校に相談してください

学校での相談窓口

- ・学級担任
- ・支援教育コーディネーター
- ・通級指導教室担当
- ・教頭

お子さまの学校生活や学習の困り感について気づかれたことを具体的にご相談ください。

一人ひとりの状況や特性等に応じて、その個性や能力が十分に発揮できる教育環境や支援のあり方について、お話をさせていただきます。



通常の学級における環境整備と合理的配慮の提供について

枚方市では、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進しています。配慮が必要なお子さまが、可能な限り通常の学級で「ともに学び、ともに育つ」ために、教室の環境を整え、合理的配慮を検討します。

障害の状況は困り感に応じて学校に相談してください。

合理的配慮の一例（障害の状況は困り感に応じて学校に相談してください）

・読みこぼしに困難がみられる場合
→タブレットによる読み上げ機能の活用

・気持ちの切り替えに困難がみられる場合
→別室などのクールダウンスペースの活用

・大きな音が苦手な場合
→イヤーマフ(耳栓等)の活用

枚方市教育委員会

お子さまのよりよい学びの場にむけて(在校生用)

学校と保護者がお子さまの様子を共有



- ・おともだちとのトラブルが多い気がする…
- ・気持ちを言葉にするのが苦手なのかも…
- ・少し落ち着きがないように思うけど…
- ・話す言葉が一方的に感じるのは…
- ・言葉が幼いように感じるけど…
- ・発音が聞き取るかも…
- ・少し怒りっぽい気がするけど…
- ・気持ちの切り替えが苦手なのかも…

そんなときは…

お子さまの様子で気になることや学校での生活や学習について相談をしたいと思われることがありますから、学校へご相談ください。

学校での相談窓口

- ・学級担任
- ・支援教育コーディネーター
- ・通級指導教室担当
- ・教頭



アセスメントの実施 ～子どもの困り感を見取る～

アセスメントについて

様々な観点からアンケート等を用いて困り感の見取り(アセスメント)を行います。

・感覚や運動面

・学習の状況

・行動面

・スキルの状況

通常の学級での基本的な取組をもとに、お子さまの困り感に寄り添って通常の学級における教室の環境を見直します。

必要に応じて

各教科機関や専門家と連携し、発達できる教育環境や支援のあり方について、お話をさせていただきます。

お子さまの意見と困り感を大切に

通常の学級での配慮

学校での情報共有について

アセスメント内容を学校内で情報共有し、お子さまに開かずすべての教員がお子さまの対応について共通理解を図ります。

通常の学級での配慮について

通常の学級では、基本的な取組に加えて個に応じた教育的ニーズに応えるよう教室環境、授業づくりに取り組みます。

通級指導教室

通級指導教室について

主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室等に通って障害による学習や生活の困り感に向き合った学習(自立活動)を行っています。

合理的配慮の一例

・読みこぼしに困難がみられる場合
→タブレットによる読み上げ機能の活用

・気持ちの切り替えに困難がみられる場合
→別室などのクールダウンスペースの活用

・大きな音が苦手な場合
→イヤーマフ(耳栓等)の活用

支援学級

支援学級について

通常の学級とともに学び、ともに育つことを大切にしながら、個に応じて、支援学級で障害による学習や生活の困り感に向き合った学習(自立活動や教科学習)等を行います。

困り感の改善

たとえば…
・障害の状況を理解
・困り感の対応を習得
・自分に合った学び方を習得
・合理的配慮を理解

・支援学級を退級

・通級指導教室や
・通常の学級で実践

通常の学級での過ごし方をイメージし、通常の学級でより多くの時間をともに学ぶために通級指導教室へ

学びの場の再検討について

お子さまの発達状況に応じて、学びの場の検討が必要になった場合は、学校に相談していただきますと、適切にアセスメントを行ってまいります。

通常の学級での基本的な取組とは？



教室は…

- ・ユニークデザイン
- ・整理整頓が基本
- ・学びやすい環境づくり
- ・黒板の周りはスッキリ

先生は…

- ・個別の理解と対応
- ・認め合える人間関係づくり
- ・スケジュールを見える化
- ・ポジティブな声掛け
- ・家庭との連携

授業は…

- ・ユニークデザイン
- ・個別の理解と対応
- ・認め合える人間関係づくり
- ・スケジュールを見える化
- ・ポジティブな声掛け
- ・家庭との連携

就学相談とは？

就学相談は、多様な支援が必要な子どもにとって、どの学びの場が最も適しているかと一緒に考える場です。保護者・学校・専門家が連携し、子どもの特性や希望を踏まえて、通常の学級・支援学級・支援学校などを検討します。



※府立支援学校への就学を検討している場合は、教育委員会の「就学相談」と、府立支援学校の「見学会」・「教育相談」への参加が必要です。

就学前の学校見学のすすめ

～納得して選ぶために、見て・聞いて・感じる～

就学前の学校見学は、保護者とお子さんが「この学校で学びたい」と納得して選ぶための大切な機会です。学校側も、見学の受け入れや丁寧な説明を通して、安心して就学を迎えるよう支援しています。

▶ よりよい就学先を選ぶために

実際に学校を見学することで、教育内容や支援体制を理解し、複数の選択肢（通常の学級・通級指導教室・支援学級など）の中から、子どもにとってよりよい学びの場を選ぶ判断材料になります。

▶ 学校への安全感と信頼感

校内の雰囲気や教職員の対応、子どもたちの様子を直接見ることで、保護者の不安が和らぎ、学校との信頼関係が築くことができます。。

▶ 支援体制の理解と不安の解消

支援教育コーディネーターや個別の教育支援計画など、学校の支援体制について説明を受けることで、保護者の疑問や不安が解消され、安心して就学を迎えることができます。

▶ 早期の連携・支援の第一歩

見学の機会は、保護者と学校との信頼関係のスタート地点でもあります。早期の情報共有が、就学後の個別対応や支援体制の準備に役立ちます。

リーフレット(表面)

リーフレット(裏面)



枚方市 就学相談の HP

- POINT 枚方市での取り組み

 - ・早期の情報提供:市のホームページなどで就学までの流れをわかりやすく案内
 - ・丁寧な説明:保護者が安心して選択できるよう、個別のニーズに応じた説明
 - ・意向の尊重:本人・保護者の思いを大切にした相談体制
 - ・柔軟な対応:就学後も必要に応じて学びの場の変更が可能
 - ・寄り添う姿勢:不安や悩みに寄り添いながら、納得のいく選択を支援

～すべての子どもが安心して学べる教室づくり～

教室には、様々な背景や特性をもつ子どもたちがいます。だからこそ、「まちがっても大丈夫」「自分らしくていいよ」と伝えることが大切です。安心できる環境が、子どもたちの学びと成長の土台になります。

1. 安心できる環境づくり

工夫の例	目的
スケジュールを視覚的に提示	見通しを持ち、安心して過ごせる
クールダウンスペースの設置	気持ちを落ち着ける時間を確保
「失敗しても大丈夫」のメッセージ	自信をもって挑戦できる雰囲気づくり

2. 仲間とともに学ぶ授業づくり

取組の例	目的
個々の「わからない」を共有し合う	仲間と協力し合う学習の実施
意図的に意見交換の機会やルールを設ける	子どもどうしで理解を深めていく
それぞれが得意な学習スタイルを活かす場の設定	支援学級で学んだ力を通常の学級で発揮する

3. わかりやすい指示とフィードバック

工夫の例	目的
段階的で明確な指示	迷わず行動できる
小さな頑張りへの声かけ	自信と意欲を育てる

4. ソーシャルスキル支援

取組の例	目的
小グループ活動でロールプレイを行う	自然なコミュニケーションの育成
ピアサポート(仲間どうしの助け合い)の実施	社会的スキルの習得

5. 教職員・保護者との連携

取組の例	目的
必要に応じた面談・懇談会の実施	学校と家庭が連携して子どもを支える
「個別の教育支援計画」等作成時の保護者の参画	学校と家庭の一貫した支援の基礎づくり

6.合理的配慮と一人ひとりを大切にした学びと支援

配慮の例	目的
テストの時間延長	落ち着いて取り組めるようにする
プリントの文字を大きくする	読みやすく、理解しやすくなる
ペア・グループ学習	子ども同士の助け合いを促す

7.教職員の学び合いと研修

- ・支援教育に関する実践交流や研修を充実
- ・教職員全体で支援の質を高める

対象	研修名	研修の内容とねらい
支援教育コーディネーター	支援教育コーディネーター研修	<ul style="list-style-type: none"> ・支援教育コーディネーターの役割 ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用 ・関係諸機関との連携 ・各学校園の支援体制の充実 ・児童・生徒のアセスメントについて理解 ・支援教育コーディネーターを中心とした学校全体の支援体制の充実
通級指導教室担当者	通級指導教室担当者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導（自立活動）の理解 ・多様な背景をもつ児童・生徒への支援体制の充実 ・通級指導教室の充実 ・吃音などの言語障害についての理解 ・実践的指導力の向上
支援学級担任及び希望者	支援教育研修	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育についての理念を理解 ・支援教育について理解 ・各学校園の支援体制の充実 ・子どもの見取りや適切な支援のあり方 ・授業づくりの実践指導力の向上 ・愛着障害を抱える子どもたちへの理解 ・支援教育の実践的指導力の向上
府費講師 市費講師	府費講師研修 市費講師研修	<ul style="list-style-type: none"> ・「ともに学び、ともに育つ」教育の充実 ・インクルーシブ教育の理念や合理的配慮についての理解
小中学校初任者 小中学校教員	小中学校初任者研修 (1年目) 小中学校年次研修 (2・3・4・5・6・7・8・9・10年目)	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育の理念を踏まえた「ともに学び、ともに育つ」教育 ・支援教育に関する基礎的な知識と理解（通級指導教室を含む） ・人権教育の現状と課題について ・人権尊重の精神に徹した教育の推進 ・子どもの人権を保障 ・豊かな人権感覚を育むための集団づくりにおける具体的方策 ・インクルーシブ教育の理念を理解 ・「ともに学び、ともに育つ」教育の実践 ・インクルーシブ教育の理念を踏まえた教育活動について理解 ・子どもたち一人ひとりが大切にされた教育の推進

Hirakata 授業スタンダード 子どもが主体の学びへ

安心して
学べる
集団づくり

家庭学習
との
つながり

学習指導要領
の理解

教材研究
指導スキル
の向上

ICTの効果的活用 自己選択・自己決定・自己調整 合理的配慮 基礎的環境整備

目標設定

質の高い「目標設定」から学びに向かう
驚きや不思議さ、必要感や不都合感のある、思考を促す目標を効果的に示します。
子どもが解決に向けて見通しをもち、学びに向かいます。

ファシリテーターの役割は
学びを子どもに

見方・考え方を育む
発問の工夫

学習活動の充実を図る
単元計画

逆向き設計による
子どもに向けたい力の
明確化



指導と評価を一体化させる
評価規準・評価基準の設定

一人一人のよさを伸ばす
アセスメント

個別最適な学び
自ら学びを調整する
学びの主体は子どもに
あります。「指導の個別化」「学習の個性化」の充実を
図り、子どもの個別最適な
学びを実現します。

学習形態
個・ペア・グループ
全体等

学習方法
紙・ICT等

協働的な学び
対話から気づきを深める
捉え方や考え方の違いから
再確認や新たな発見をし、
自分の考えを再構築することで、子どもの協働的な
学びを実現します。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を往還し、
一体的な充実を図ることが大切です。

振り返り

学習活動をまとめ、振り返る
学習活動を振り返り、一人一人が学習状況を確認します。
個別の気づきや新たな課題を、タブレット端末やノート等に根拠とともに書きます。

授業で大切にしたい

5つのCの視点

Challenge

チャレンジ・挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするため、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication

コミュニケーション・意思疎通

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration

コラボレーション・協働

課題を解決したり目的を達成したりするため、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity

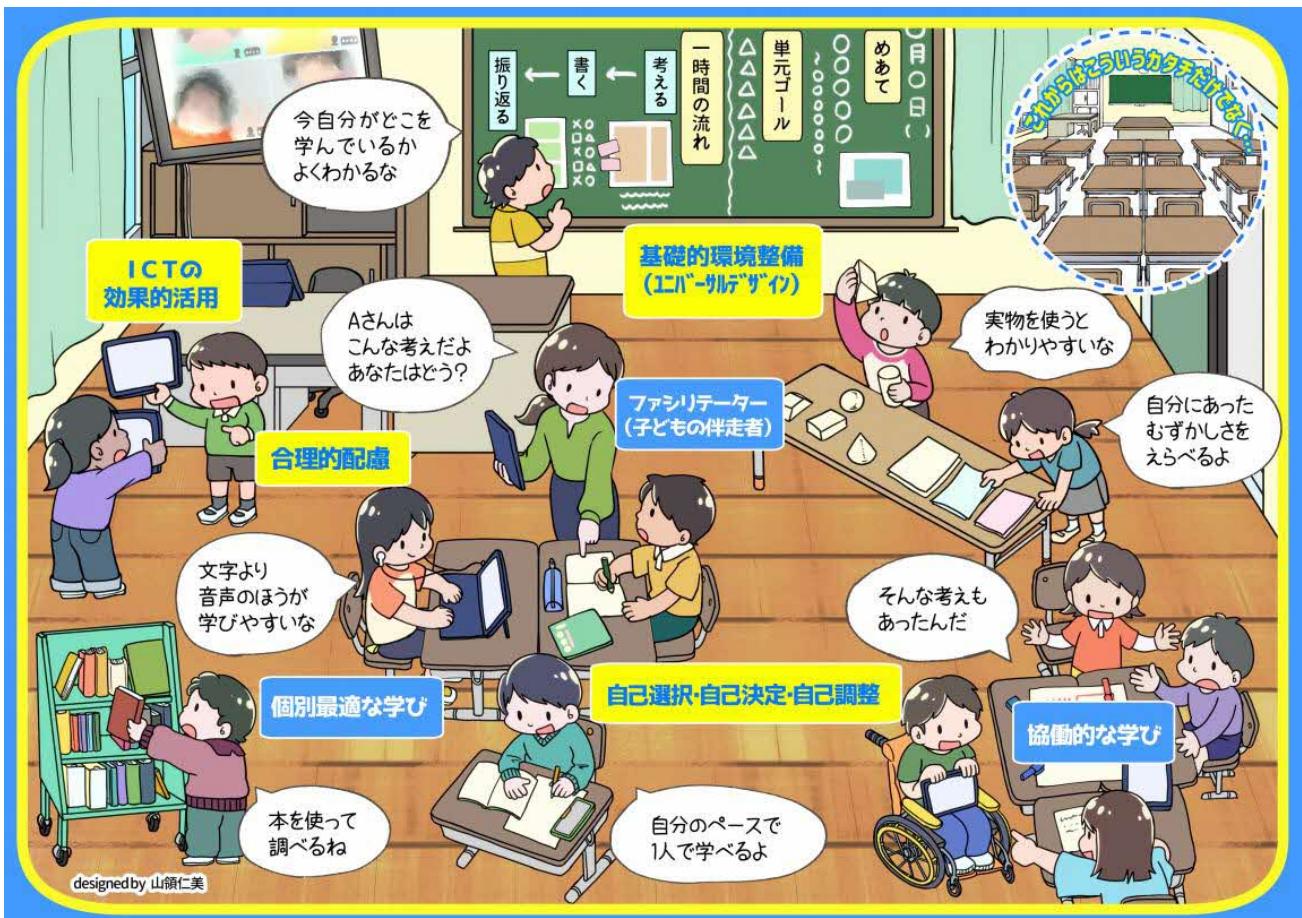
クリエイティビティ・創造

課題や目的を解決するため柔軟なアイデアを表現します。また、アイデアを相手と共有することにより深まりのあるアイデアを創り出します。

Critical thinking

クリティカルシンキング・思考判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するため、その理由や事実に矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。



通級指導教室はこんなところです！

通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら、週に数時間だけ特別な支援を行う場所です。子どもたちが自分らしく学び、成長するための「もうひとつの学びの場」として、診断や障害名にとらわれず、その子の「今の困り感」に寄り添う支援を大切にしています。今の困り感に向き合えることで自分自身と向き合う時間となり、「こうすればできる」「自分の学び方はこれだ」という学びを大切にしながら、身につけた力を学級で活かせるように、通級指導教室と通常の学級が連携して支援しています。

■ こんな“困り感”はありませんか？

困り感の例	通級での支援内容	期待される変化
授業中にずっと座っているのが難しい。	行動の見通しを立てる練習 感情のコントロール	落ち着いて授業に参加できるようになる。
読み書きが苦手で、勉強がつらく感じる。	タブレットや視覚支援を使った学習	「できた！」という経験が増え、学習意欲が高まる。
自分の気持ちをうまく言葉にできず、友だちとの関係がうまくいかない。	コミュニケーションの練習 ロールプレイ	相手の気持ちを考えられるようになり、友だちとの関係が良くなる。

■ 具体的な指導事例

事例①:小学校低学年(学習困難)

- 課題:読み書きに困難があり、学習意欲が低下していた。
- 指導内容:タブレット教材や視覚支援を活用し、「できた！」という経験を積み重ねる。
- 成果:自己肯定感が高まり、学習への前向きな姿勢が育まれた。

事例②:小学3年生(ADHD傾向)

- 授業中に立ち歩きが多く、注意がそれやすい。
- 通級では「見通しを持つ練習」や「感情の整理」を行い、授業中の集中力が向上。

事例③:中学2年生(情緒面の課題)

- 課題:他者の気持ちを考えることが苦手で、攻撃的な言動が見られる。
- 指導内容:双六ゲームを通じて、学校生活で起こりうるトラブルに対する対応を考える活動。
- 成果:自己中心的な行動から、協調性のある行動へと変容が見られた。

事例④：中学1年生（社会性の課題）

- ・課題：相手の立場を想像することが難しく、感情的な発言が多い。
- ・指導内容：アンガーマネジメントや自己理解を深める活動を通じて、感情のコントロールを学ぶ。
- ・成果：通常学級でも落ち着いて授業を受けられるようになり、周囲との関係性が改善された。

■ 保護者の声

- ▶ 「最初は不安でしたが、先生が丁寧に説明してくれて安心しました。子どもが“通級の日が楽しみ！”と言ってくれるようになりました。」
- ▶ 「通級で学んだことを家でも話してくれるようになり、成長を感じています。」

■ どうすれば利用できるの？

1. 在校生は、学校にいる学級担任や支援教育コーディネーターに相談
2. 就学児は就学相談で教育委員会がサポート
3. 必要に応じて、教育相談や専門機関とも連携

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



～子どもたちの「困り感」に寄り添う支援教育のかたち～

子どもたちはそれぞれ、得意なこともあります、苦手なこともあります。
「みんなと同じようにできない…」そんな思いを抱えている子どもたちに、そっと手を差し伸べるのが通級指導教室です。この教室では、子どもたちが自分らしく学び、成長できるように、担当の先生が一人ひとりに合わせた支援を行います。「できた！」という小さな成功体験が、子どもたちの自信につながり、やがて社会の中で自立していく力になります。

通級指導教室は、特別な場所ではありません。それは、子どもたちが「自分らしく生きる力」を育む、もうひとつつの学びの場です。子どもたちの困り感に寄り添い、一緒に悩み、一緒に考え、一緒に歩んでいきます。
どうぞ、気軽にご相談ください。

支援学級はこんなところです！

支援学級は、通常の学級とともに学び、ともに育つことを大切にしながら、子どもの特性に発達段階に応じた成長と自立をめざして、通級指導教室よりも多い時間をして、きめ細やかな特別な支援を行う学びの場です。

支援学級の最大の目的は、お子さんが持つ障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し、「自分らしく生きる力」を育むことです。例えば、集団行動が苦手な子どもには友だちとの関わり方を丁寧に教えたり、特定の学習でつまずく場合には一人ひとりの進度に合わせてじっくり指導をしたりします。

こんな“困り感”はありませんか？

困り感の例	支援学級での支援内容	期待される変化
抽象的な概念の理解や学習内容の習得に大きな遅れがある。	個の理解力に応じた(下学年の内容)学習	学習への理解が深まり、必要な知識や技能を習得できる。
移動・姿勢の困難さがある。 (例:座っているのがつらい、歩行が不安定)	適切な姿勢保持椅子の活用や移動補助具の整備と安全な使用指導	学習や生活における安定した姿勢の確保や、安全な移動と疲労の軽減、活動範囲の拡大。
集団への参加や感情の安定等、学校生活全般にわたる困難さがある。	スマールステップでの集団学習で、課題を細分化し個人のペースに合わせた学習	達成感を積み重ね、活動への参加意欲が高まる。

具体的な指導事例

事例①: 小学4年生(肢体不自由児学級在籍)

- 課題: 姿勢の保持や移動に必要な筋力が弱い。
- 指導内容: 理学療法士の指導の下、筋力をつける運動や、関節の可動域を広げるストレッチを行う。
- 成果: 自分の身体を意図したとおりに動かしたり、集団活動参加できる時間が増えたりする。

事例②: 小学6年生(知的障害学級在籍)

- 課題: 学習上で得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面で活かすことが難しい。
- 指導内容: 実際の生活場面に即し、反復学習など必要な知識や技能等を身に付けるられるように継続的、段階的な指導を行う。
- 成果: 自分の発達に応じた学習内容の定着が図られることで学習への意欲が維持されるとともに、通常の学級で参加できる内容に取り組むことにより、前向きに取り組めるようになった。

事例③：中学1年生（自閉症・情緒障害学級在籍）

- ・課題：選択制緘默のため、通常の学級での学習や集団生活へ参加しにくい。
- ・指導内容：コミュニケーションに関する指導や小集団での学習を行う。
- ・成果：安心感を得ながら学習に参加することできる。

■ 保護者の声

- ▶ 「小集団で人と関わることに慣れ、通常の学級でも安心して過ごすことが増えてきています。」
- ▶ 「支援学級で学んだことが、学校だけでなく家での生活に活かされているので、本人に自信が湧いてきたように思います。」

■ どうすれば利用できるの？

1. 在校生は、学校にいる学級担任や支援教育コーディネーターに相談
2. 就学児は就学相談で教育委員会がサポート
3. 必要に応じて、教育相談や専門機関とも連携

支援学級の支援の充実に向けて大切にすること

■ 柔軟な教育課程の編成

「ともに学び、ともに育つ」教育の理念のもと、通常の学級での子どもたちの「つながり」を大切にするため、本人・保護者と十分な話し合いを行い、子どもの特性や教育的ニーズに応じた教育課程の編成や学習支援をすすめます。

■ 支援学級担任等の研修等の体制整備

教職員の支援教育に関する見識の向上を目的とした研修の実施に努めます。

■ 支援学級の担任と通常の学級の担任との情報共有

支援学級で身に付けた力を通常の学級で発揮できるようにするため、合理的配慮や個別の教育支援計画などを共有します。

■ 子どもの特性のアセスメントのもとでの自立活動の実施

教職員だけでなく様々な関係機関と関わりながら子どものみどりをすすめ、子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動を進めます。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



支援学級は、お子様一人ひとりの個別の教育的ニーズに応じた学習活動を行う、多様な学びの場の1つです。集団での協調性や社会性を育みつつ、個別指導（自立活動など）を通じて、お子様が持つ能力を最大限に伸ばすことをめざします。

お子様が「できる！」「楽しい！」と感じられるように、通常の学級とも連携し、学校全体で温かく見守ります。

自立活動ってなに？

「自立活動」は、支援学級、通級による指導などで行われる、子どもたちがより自分らしく生きていくために必要な力を育むための学びの時間です。

「困っていること、自分で取り組むことができるることを表明すること」「自分にとっての必要な合理的配慮は何か」等を子どもが自分自身に合った形で意思表明ができる力を、子どもの発達に応じて子ども自身が意識して身に付けていくことが大切になります。

■ たとえば、こんな力を育てます

- ・落ち着いて過ごす力(心理的な安定)
- ・人と関わる力(人間関係の形成)
- ・自分の体を知る力(健康の保持)
- ・周りの状況を理解する力(環境の把握)
- ・体を動かす力(身体の動き)
- ・気持ちや考えを伝える力(コミュニケーション)

これらは、学校生活だけでなく、将来の社会参加や自立した生活につながる大切な力です。

■ なぜ「自立活動」が必要なの？

障がいのある子どもたちは、学習や生活の中で困りごとを抱えていることがあります。たとえば、

- ・集団の中で落ち着いて過ごすのが難しい
- ・自分の気持ちをうまく伝えられない
- ・食事や身支度などの日常生活に時間がかかる

こうした困りごとに対して、よりよく生きていくための力を育てるために、「自立活動」があります。

この活動は、一人ひとりの状態に合わせて、無理なく、楽しく、前向きに取り組めるように工夫されています。

■ どんな内容があるの？

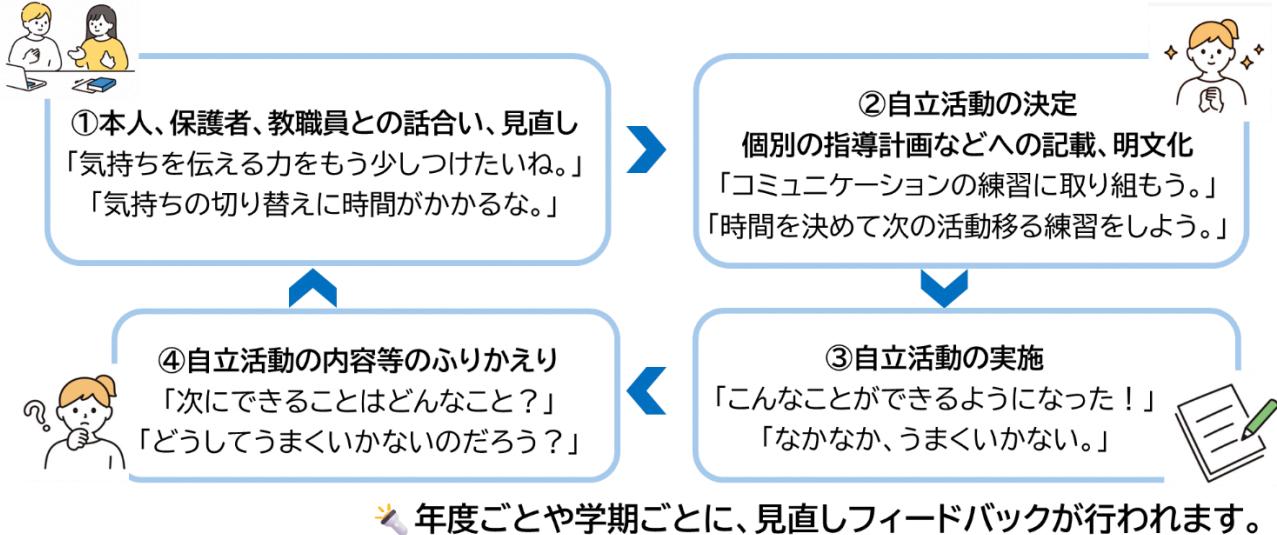
文部科学省では、「自立活動」の内容を以下の 6 つの区分・27 項目に整理しています。

区分	内容の例
健康の保持	睡眠や食事の習慣、病気の理解、体調管理など
心理的な安定	不安や緊張への対応、気持ちの整理など
人間関係の形成	他者との関わり方、集団への参加など
環境の把握	周囲の状況の理解、感覚の活用など
身体の動き	姿勢や運動、日常生活の動作など
コミュニケーション	言葉や表現の使い方、気持ちの伝え方など

※すべての項目を一度に行うわけではなく、その子に必要な内容を選んで、個別に計画を立てて指導します。

自立活動実施のイメージ

《話し合い→決定→実施→見直しのサイクルで、個別のニーズに応じた自立活動へ》



■ どんなふうに進めるの？

1. 実態把握: その子の得意なこと・困っていることを丁寧に見つけます。
2. 目標設定: その子が「できるようになりたいこと」を一緒に考えます。
3. 指導内容の決定: 目標に向けて、どんな活動をするかを決めます。
4. 評価と振り返り: 活動の様子を見ながら、必要に応じて内容を見直します。

この流れを通して、子ども自身が「できた！」と感じられるような体験を積み重ねていきます。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



「自立活動」は、子どもたちが自分らしく、前向きに生きていく力を育てるための大切な学びです。

学校だけでなく、家庭や地域でも、こんな関わりが、子どもたちの成長を大きく支えてくれます。

- ・子どもの「できた！」と一緒に喜ぶ
- ・困っているときに「どうしたの？」と声をかける
- ・小さな変化を見逃さず、応援する

～子どもたちの育ちと学びを支えるために～

1. 小学校と幼稚園・保育所等の連携

～子どもを中心に、つながる支援～

小学校が就学前施設を訪問することは、単なる「引き継ぎ」ではなく、子ども一人ひとりの育ちを支える大切な連携です。

▶ 子どもの理解を深める

訪問を通じて、子どもの性格や生活習慣、発達の様子などを把握し、入学後の支援や学級づくりに活かします。

▶ 幼保小のスムーズな接続

教育内容や生活リズムの違いを理解し、段差の少ない就学を実現します。

▶ 教職員同士の連携強化

担任予定者と就学前施設の先生が直接話すことで、より具体的な引き継ぎが可能になり支援の継続性も確保されます。

▶ 保護者の安心感にもつながる

幼児期の子どもの情報が小学校にしっかりと伝わっていることは、保護者にとっても大きな安心材料になります。

2. 療育機関との連携

～子どもを中心に、支援をつなぐ～

放課後等デイサービスなどの療育機関と学校は、子どもにとって大切な生活の場です。情報を共有することで、よりよい支援が可能になります。

▶ 一貫した支援のために

学校と療育機関が子どもの特性や支援の方向性を共有することで、家庭・学校・療育が一体となった支援が実現します。

▶ 保護者の同意を大切に

個人情報の取り扱いには十分配慮し、保護者の同意を得たうえで連携を進めます。

▶ 情報共有の方法

- ・学校や療育機関での行動等について情報共有するために、必要に応じて、支援計画で利用したり、保護者の同意がある場合はケース会議に療育機関のスタッフも参加したりします。

3. 医療・心理などの専門家との連携

～多角的な視点で子どもを支える～

医師や心理士、作業療法士などの専門家との連携は、学校では見えにくい子どもの困り感を理解するうえで大きな助けになります。

▶ 子どもの理解を深める

専門家の所見や診断をもとに、より適切な支援の方向性を検討できます。

▶ 役割分担と連携

教育・医療・福祉がそれぞれの専門性を活かしながら、子どもにとって最善の支援を行います。

▶ 保護者の同意を前提に

情報共有には保護者の同意が必要です。学校は丁寧に説明し、信頼関係を築きながら連携を進めます。

▶ 実際の連携の例

- ・診断書や意見書の共有
- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを通じた連携
- ・専門家の訪問支援やケース会議への参加
- ・医療的ケアが必要な場合の看護師との連携

▶ 教職員の理解を深める

専門家との関わりを通じて、教職員の支援力も高まります。必要に応じて校内研修を行うことも有効です。

子どもにかかわるすべてのみなさまへ



子どもたちが安心して学び、育っていくためには、子どもを真ん中に、つながる支援が大切です。学校だけでなく、保護者・就学前施設・療育機関・医療や福祉の専門家など、さまざまな関係機関との連携が欠かせません。

「子どもを真ん中に置いた支援」/「こどもまんなか社会」を合言葉に、みんなでつながり、支え合いながら、子どもたちの未来を育んでいきます。

■ アセスメント

子どもが学校生活の中でどんなことに困っているのか、どんな支援があると安心して学べるのかを、一緒に考えるための手段。子どもの普段の様子や、先生、保護者の気づき、時には本人の声も大切にしながら、以下のような方法で行います。

- ・観察(授業中や休み時間の様子)
- ・面談(本人や保護者との話し合い)
- ・アンケート(簡単な質問用紙など)

これらを通して、子どもが「どんな場面で困っているのか」「どんな支援があると安心できるのか」を見つけていきます。